

令和7年度第1回4機構公共工事入札監視委員会 議事概要

開催日等	令和7年12月2日(火) 10:00~12:00 Web会議(Zoom)	
委員	委員長 竹内 啓博(公認会計士) 委員 溝内 健介(弁護士) 委員 芝村 勝巳(国立大学法人東京科学大学施設部湯島担当部長)	
幹事機関	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	
審議対象期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日	
審議対象抽出案件	5件	<p>(備考)</p> <p>抽出案件の個別審議については、次頁のとおりである。</p> <p>対象案件の審議は次頁に示したとおり、各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。</p>
建設工事	4件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記を除く)	3件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問 回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし	

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	機関名 (発注部局)	建設工事及び設計・コンサルティング業務 の名称
1	人間文化研究機構国際日本文化研究センター	(桂坂) 国際日本文化研究センター南研究棟等照明設備改修工事
2	自然科学研究機構（事務局）	(長野県乗鞍) 乗鞍観測所とりこわし工事
3	高エネルギー加速器研究機構 (本部)	筑波実験棟実験室天井改修その他工事
4	情報・システム研究所 (統計数理研究所)	(立川) 特高変電所新営機械設備その他工事
5	人間文化研究機構 (事務局)	(城内) 国立歴史民俗博物館収蔵庫施設整備に係るPPP／PFI導入可能性調査業務

意見・質問	回答
議題1：4機構において発注を行った建設工事について ・特になし	-
議題2：4機構において発注を行った設計・コンサルティング業務について ・特になし	-
議題3：随意契約（不落隨契を除く）について ・特になし	-
議題4：指名停止等の措置状況について ・特になし	-
議題5：審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について ・特になし	-
議題6：建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について 1. 人間文化研究機構日本文化研究センター（桂坂）国際日本文化研究センター南研究棟等照明設備改修工事 【低落札率】【低入札者多数】 ・図面に照明器具の参考型番が記載されているが実際に工事で使用した器具は、これと同様か。 ・図面に例示されたものと同等品であるということなので製品を特定するものではなく競争性は確保されているという考え方でよいか。 ・予定価格の作成に当たり、業者からの見積を徴取（参考）にする場合と見積を徴取しない場合の区分けは何か。 ・市場価格を調査するよう改善すべき。複数業者から見積もりを取るなど予定価格を適切に設定すべき。	<p>・現在 LED 照明器具を調達する場合、メーカーはパナソニック製（図面に記載）、三菱電機製及び東芝照明製のものが大勢を占めている。今回納品された照明器具は三菱電機製であるが公共品番から照らし合わせ納入された照明器具は図面に記載されたものと同等品といえる。</p> <p>・ご意見のとおり</p> <p>・同一器具を大量に使用する工事の場合（値引き率が大きくなる）、販売業者の見積を参考にする必要があると考える。</p>

<p>2. 自然科学研究機構（事務局）      （長野県乗鞍）乗鞍観測所とりこわし工事      【1者応札】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P14の競争参加の業者の資格等級で予定価格が1億円を超えるので「解体工事」のA等級が該当するが参加者が僅少となることを予想し、下位2等級まで拡大し「A, B等級又はC等級」となっている。文部科学省の基準では上位2等級、下位1等級までの拡大であるが自然科学研究機構では下位2等級に拡大できる規程のようなものがあるのか。</li> <li>・同種工事の施工実績について「国立公園又は国定公園内の工事～」とあるが実績を持つ業者は僅少ではないか。</li> <li>・遠隔地であるが工事業者のタイムリーな対応が必要なのであれば実績は問わず、支店・営業所が現地にある工事業者で良いのでは。</li> <li>・入札の際、参加者は自分1者であることを分かっていたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程では定めていない。当機構の規程では文部科学省の基準を準用することになっているが参加の可能性のある業者がC等級であり、その業者が参加できるようにした。競争参加資格（物品・役務）では下位2等級まで参加できるので準用した。</li> <li>・「国立公園又は国定公園内の工事～」という条件については工事場所が遠隔地なので機構担当職員が頻繁に現地に行くことができない。そのため工事業者は自立して現場対応・判断等を行える者が望ましく、そのため前述の条件を付けた。この条件は配置予定技術者には求めなかった。</li> <li>・国立公園等内部の工事（変更など）では官公庁に確認を取る必要があり、現場変更等の場合も職員がすぐに現地に行けないため、工事業者がそういう対応になれている必要がある。</li> <li>・入札は参加者の要望により紙入札方式で行つたため入札会場に来た段階で1者であることを分かっていた。</li> </ul>
--	---

<p>3. 高エネルギー加速器研究機構（本部） 高エネ研筑波実験棟実験室天井改修その他工事 【一者応札】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P29の競争参加資格について、放射線管理区域内の天井高さ10m以上の工事実績を求めているが厳しい条件ではないか。</li> <li>・通常の業者ではできない特殊な工事であるからということか。</li> <li>・足場が通常の足場ではないから天井高10mの実績が必要であったのか。</li> <li>・条件を厳しくしたため参加業者が1者であったのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事建物が天井高20m以上の放射線管理区域内であり、吊り足場を使用する高所工事であることから最低限天井高10mの高所工事実績が必要と考えた。</li> <li>・天井高10m以上の施工実績は体育館等の天井工事であれば実績がある業者は多数おり、この条件は重要ではなく、放射線管理区域内の工事実績（条件）を重視した。</li> <li>・放射線管理区域内の工事実績をもつ業者が少なく、さらに地域要件で絞ると参加業者が限られてくる。</li> </ul>
<p>4. 情報・システム研究機構（統計数理研究所） (立川) 特高受変電所新営機械設備その他工事 【随意契約（少額でない）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札不調が2回続き随意契約に切り替えたということであるが、随意契約を行うにあたり、業者の選定はどうしたか。</li> <li>・入札の告知方法で通常の機構HP及び文科省HPに公告を出す以外に複数の業者に直接連絡告知するなど行ったか。</li> <li>・見積合わせに参加した1者は入札があったことを知っていたが条件が合わず不参加だったのか。もしくは入札があったこと自体を知らなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当機構と付き合いのある業者、また文部科学省契約情報室HPのデータベースを参照し、条件に合う業者に連絡をした。3者に見積合わせの参加を依頼したが、参加者は1者であった。</li> <li>・文部科学省契約情報室HPのデータベースを参照し、資格のある複数の業者に連絡をしたが、主に技術者が確保できないという理由で断られた。</li> <li>・業者に確認したが知らなかったとの回答であった。</li> </ul>

<p>・再公告の時は参加資格条件を変えたか。(芝村委員)</p>	<p>・変えていない。</p>
<p>5. 人間文化研究機構 (城内) 国立歴史民俗博物館収蔵庫施設整備に係るPPP／PFI導入可能性調査業務 【一者応募】</p> <p>・導入可能性調査業務ということであるが導入可能性はあるのか。プロポーザルの参加資格としてBTO、RO方式のPPP／PFI事業の導入可能性調査業務かつ実施方針策定及び事業者選定支援業務に係るアドバイザリー業務を元請として受注した実績を条件としている。実施方針策定及び事業者選定支援業務に係るアドバイザリー業務まで条件に含めているのはなぜか。</p> <p>・入札方式を簡易公募型プロポーザル方式(拡大)とした理由は。</p> <p>・アドバイザリー業務も含めてプロポーザルを行うことは考えなかったか。</p> <p>・アドバイザリー業務を随意契約にすると適正な契約額にならないのでは(高くなるのは)。</p>	<p>・当機構では導入可能だと考えており、本業務の受注者と今後アドバイザリー業務を契約(随意契約)する前提(公告にも記載)。</p> <p>・今後契約するアドバイザリー業務の契約額(予算)が大きいため、簡易公募型プロポーザル方式(拡大)とした。</p> <p>・予算の関係で導入可能性調査をまず行った。今後のアドバイザリー業務の時期は本契約より1年以上期間が空くため含めることは考慮しなかった。</p> <p>・他機関の実績などを調査し適正な額になるよう注意する。</p>

その他 ・特になし	—
【抽出案件の審議結果】 ・各審議において、委員として確認したい事項を確認できたことから、特段問題となる事項はなかった。	
議題7：その他 ・特に意見なし	—